

石巻市地域防災計画

災害応急対策編(風水害等)

平成26年12月

石巻市防災会議

目 次

第1章 災害応急対策	
第1節 災害情報の収集伝達	風-1
第1 情報管理体制	風-1
第2 防災気象情報の収集・伝達	風-2
第3 被害情報の収集・報告	風-8
第2節 広域応援	風-11
第1 自衛隊の災害派遣要請	風-11
第2 自治体等への応援要請	風-13
第3節 災害警戒活動	風-15
第1 水防対策	風-15
第2 土砂災害対策	風-16
第4節 消火・救助活動	風-17
第1 消火活動	風-17
第2 救出・救助活動	風-18
第5節 医療救護	風-21
第1 初動医療活動	風-21
第2 避難者等への保健衛生活動	風-22
第6節 交通輸送活動	風-25
第1 交通規制	風-25
第2 緊急輸送路等の確保	風-28
第3 輸送の確保	風-29
第4 ヘリコプターの活用	風-29
第7節 避難活動	風-31
第1 避難活動の基本	風-31
第2 避難勧告・指示等の実施	風-31
第8節 避難収容	風-35
第1 避難所の開設	風-35
第2 避難所の運営	風-35
第3 帰宅困難者対策	風-37
第4 孤立集落対策	風-37
第9節 応急仮設住宅等の確保	風-38
第1 住宅の応急修理	風-38
第2 応急仮設住宅等の確保	風-38
第3 要配慮者の応急仮設住宅への入居等	風-40
第10節 被災者への情報提供	風-41
第1 市民への広報	風-41
第2 報道機関への対応	風-41
第3 相談活動	風-42
第11節 食糧、飲料水及び生活必需品の調達・供給	風-43
第1 食糧の供給	風-43
第2 生活物資の供給	風-44

第3 給水	風-45
第4 救援物資の受入れ	風-46
第5 物資集配拠点の設置	風-46
第12節 避難行動要支援者対策	風-47
第1 災害発生時避難支援の構築	風-47
第2 避難誘導等の支援	風-47
第3 避難所等における支援	風-47
第4 外国人や旅行者への支援	風-48
第13節 防疫対策	風-49
第1 防疫活動	風-49
第2 ペット対策	風-50
第14節 遺体の捜索・処理・埋葬	風-52
第1 遺体の捜索	風-52
第2 遺体の収容・処理	風-52
第3 遺体の埋葬	風-53
第15節 災害廃棄物処理	風-54
第1 廃棄物の処理	風-54
第2 し尿の処理	風-55
第16節 社会秩序の維持	風-56
第1 警備対策	風-56
第2 物価監視	風-56
第17節 教育活動	風-57
第1 災害発生時の対応	風-57
第2 学校施設等の応急措置	風-57
第3 教育の実施	風-58
第4 文化財対策	風-59
第18節 公共施設・ライフライン施設等の対策	風-60
第1 公共土木施設	風-60
第2 ライフライン施設	風-64
第3 農林水産業	風-68
第19節 災害時のボランティア活動	風-70
第1 ボランティアの活動拠点について	風-70
第2 専門性のあるボランティア活動について	風-70
第20節 応急公用負担	風-71
第1 応急公用負担の権限	風-71
第2 応急公用負担の措置	風-72
第21節 防災資機材及び労働力の確保	風-73
第1 防災資機材の確保	風-73
第2 労働力の確保	風-73
第22節 災害救助法の適用	風-74
第1 災害救助法の適用	風-74
第2 救助の種類	風-75

第2章 個別事故応急対策

第1節 個別事故応急対策	風-77
第1 海上災害応急対策	風-77
第2 流出油等事故対策	風-80
第3 林野火災応急対策	風-80
第4 危険物等災害応急対策	風-82
第5 航空機災害応急対応	風-86
第6 鉄道災害応急対策	風-87
第7 道路災害応急対策	風-88

注 枠囲いについては宮城県地域防災計画から抜粋し、抜粋箇所は最終行に（宮城県地域防災計画の編名、章番号－節番号）を示している。

第 1 章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集伝達

項目	担当	関係機関
第1 情報管理体制	各災対部・支部	宮城県危機対策課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関
第2 防災気象情報の収集・伝達	●（総）本部連絡室、（総）広報班	仙台管区気象台
第3 被害情報の収集・報告	各災対部・支部	宮城県危機対策課、東部地方振興事務所、石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関

「●」は主務担当を示す。

第1 情報管理体制

1 情報管理体制

市は、市民、警察、消防等の情報を収集し整理する。

2 情報通信体制

市及び防災関係機関は、次の通信手段により県、国、防災関係機関等との情報通信を行う。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 特設公衆電話

特設公衆電話が設置できる状況にあつては、避難所等に特設公衆電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し通信を確保する。

ウ 衛星携帯電話

一般回線のふくそう時には、衛星携帯電話を使用して通信を行う。

(2) 防災行政無線

防災行政無線を用いて、市民等への一斉放送を行う。

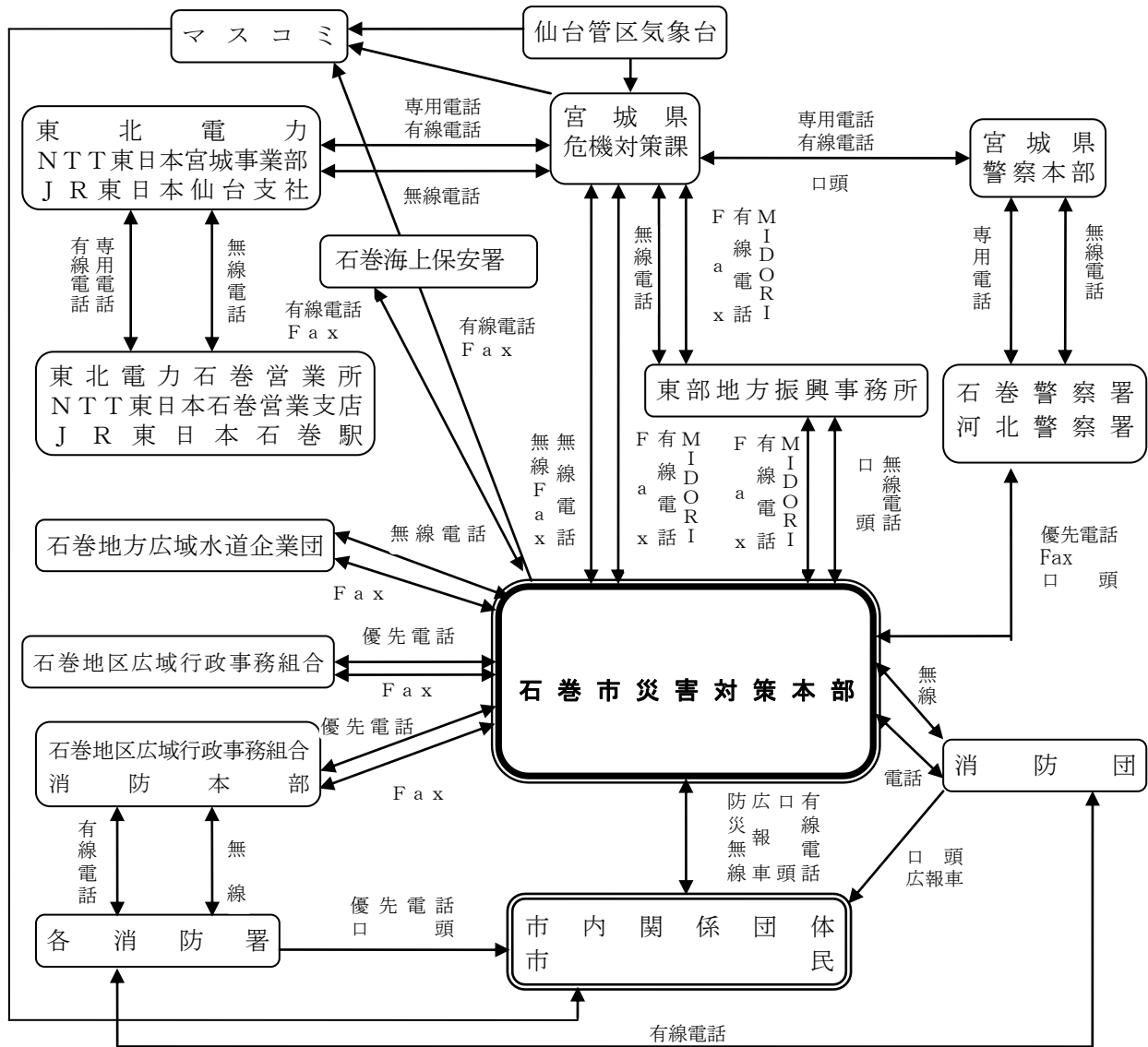
(3) 県防災行政無線

県防災行政無線を用いて、県、県内市町村との通信を行う。

※ 資料第18 防災関係機関連絡先一覧

(4) 消防団簡易無線車載無線及び携帯無線により通信を行う。

災害通信利用系統図



3 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

市は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会に緊急警報放送を行うよう求める。

第2 防災気象情報の収集・伝達

1 防災気象情報の収集

市は、次の機関が発表する情報を受理する。

第2 防災気象情報

仙台管区气象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報（緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報を除く。）及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら

の機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

なお、県及び市町村が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、県は直ちに市町村に通知しなければならない、市町村は直ちに公衆に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達できるよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

なお、県と仙台管区気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、防災情報として土砂災害警戒情報を発表する。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3－1）

また、防災気象情報の種類は次のとおりである。

注意報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
		高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報 浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
		高潮警報・波浪警報・洪水警報 浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる） 地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）
特別警報		大雨、暴風、暴風雪、大雪（数十年に一度の現象）
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける
土砂災害警戒情報		大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表
火災気象通報		気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき通報

2 防災気象情報の伝達

市は、防災気象情報の伝達を次の方法で行う。

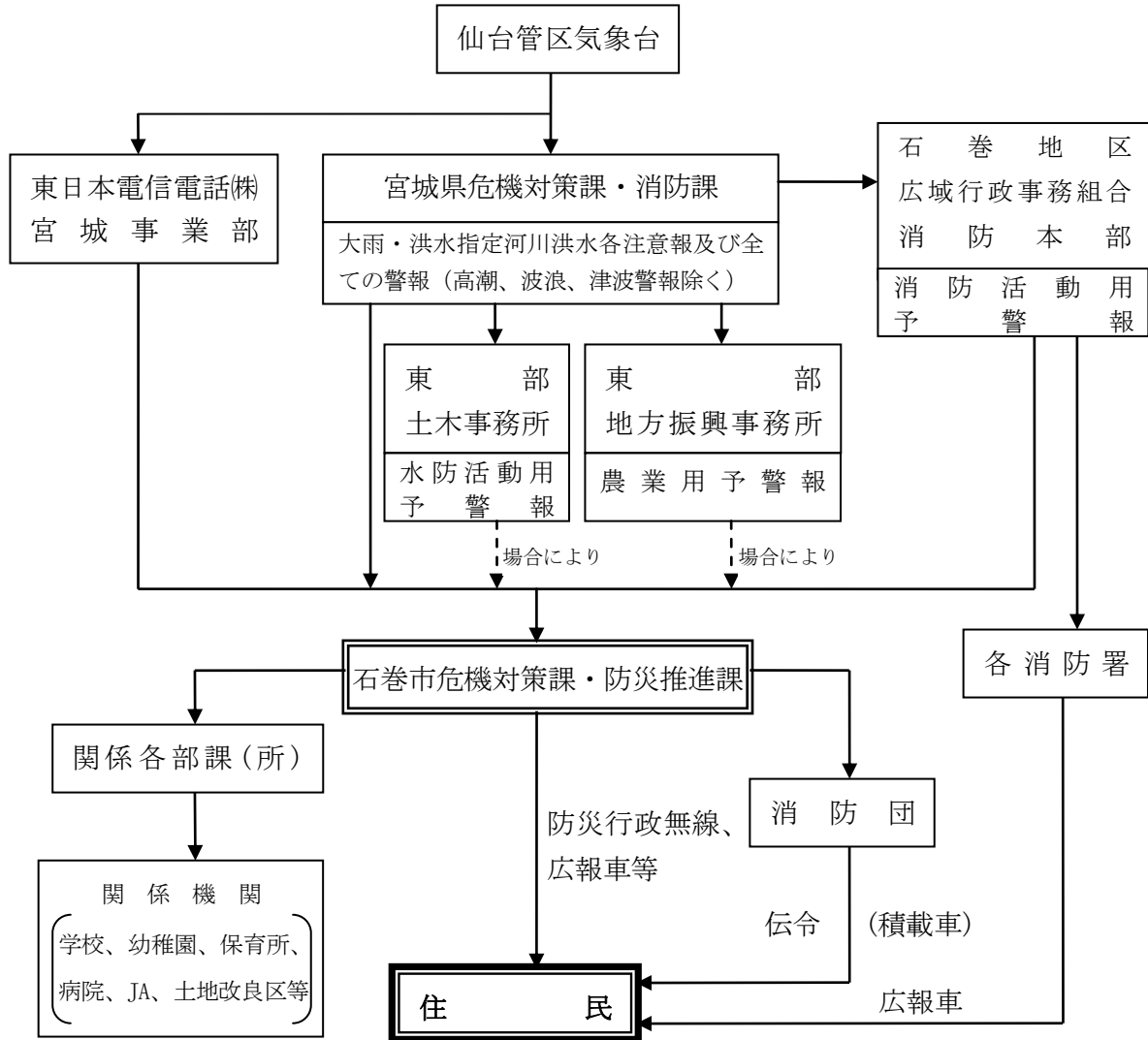
特に、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達しなければならない。

- (1) 防災行政無線（屋外スピーカー）
- (2) 広報車
- (3) 緊急速報メール、エリアメール、災害情報メール、市ホームページ
- (4) ラジオ、テレビ
- (5) コミュニティFM（ラジオ石巻）

(6) 災害に強い情報連携システム（ORANGE）

また、防災気象情報等の伝達系統は次のとおりである。

防災気象情報等の伝達系統



3 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報等及び水防警報

(1) 洪水予報等

国土交通大臣及び気象庁長官は、洪水予報指定河川について、その水位に応じて、洪水のおそれがあると認められるときは、共同で洪水予報等を知事に通知し、知事は水防管理者である市長にその内容を通知する。また、国土交通大臣は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、市長に通知する。

河川水位と洪水予報等の種類及び伝達系統は、次のとおりである。

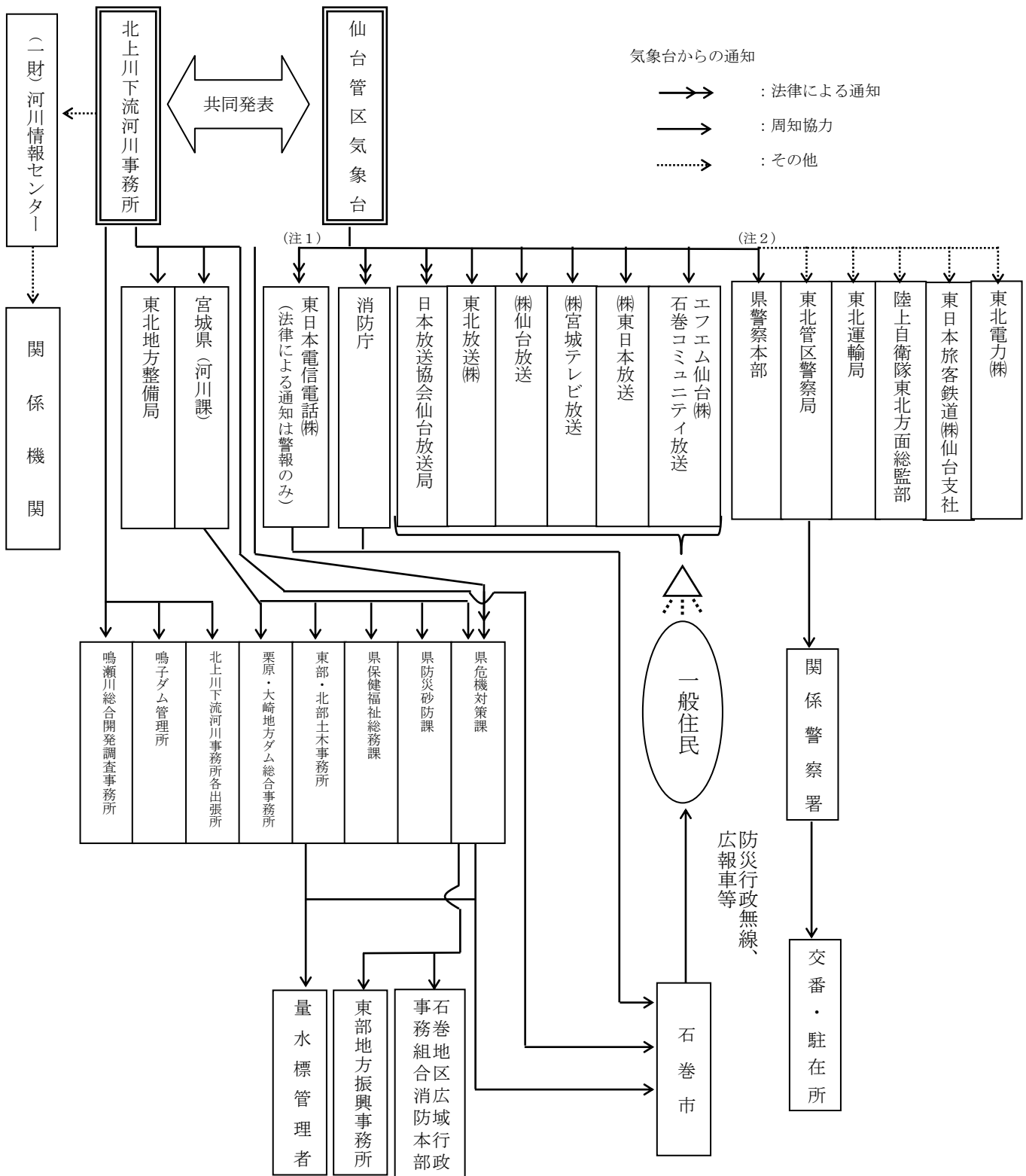
河川水位

水位名称	水位の位置づけ
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれがある水位
避難判断水位	市の避難勧告等の発令判断の目安 住民の避難判断の参考
氾濫注意水位	市の避難準備情報等の発令判断の目安 住民の氾濫に関する情報への注意喚起 水防団の出動の目安
水防団待機水位	水防団が出動のために待機する水位

河川水位と洪水予報等の種類

水位名称	洪水予報等の種類	内 容
	氾濫発生情報	区域内において、氾濫が発生（レベル5）したとき発表
氾濫危険水位	氾濫危険情報 (洪水情報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（レベル4）に達したとき発表
避難判断水位	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が避難判断水位（レベル3）に達したとき、あるいは、水位予測に基づき、氾濫危険水位（レベル4）に達すると見込まれるとき発表
氾濫注意水位	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル2）に達したとき発表
水防団待機水位		

指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）



(注1) 東日本電信電話(株)への指定河川洪水警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって変える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4号)

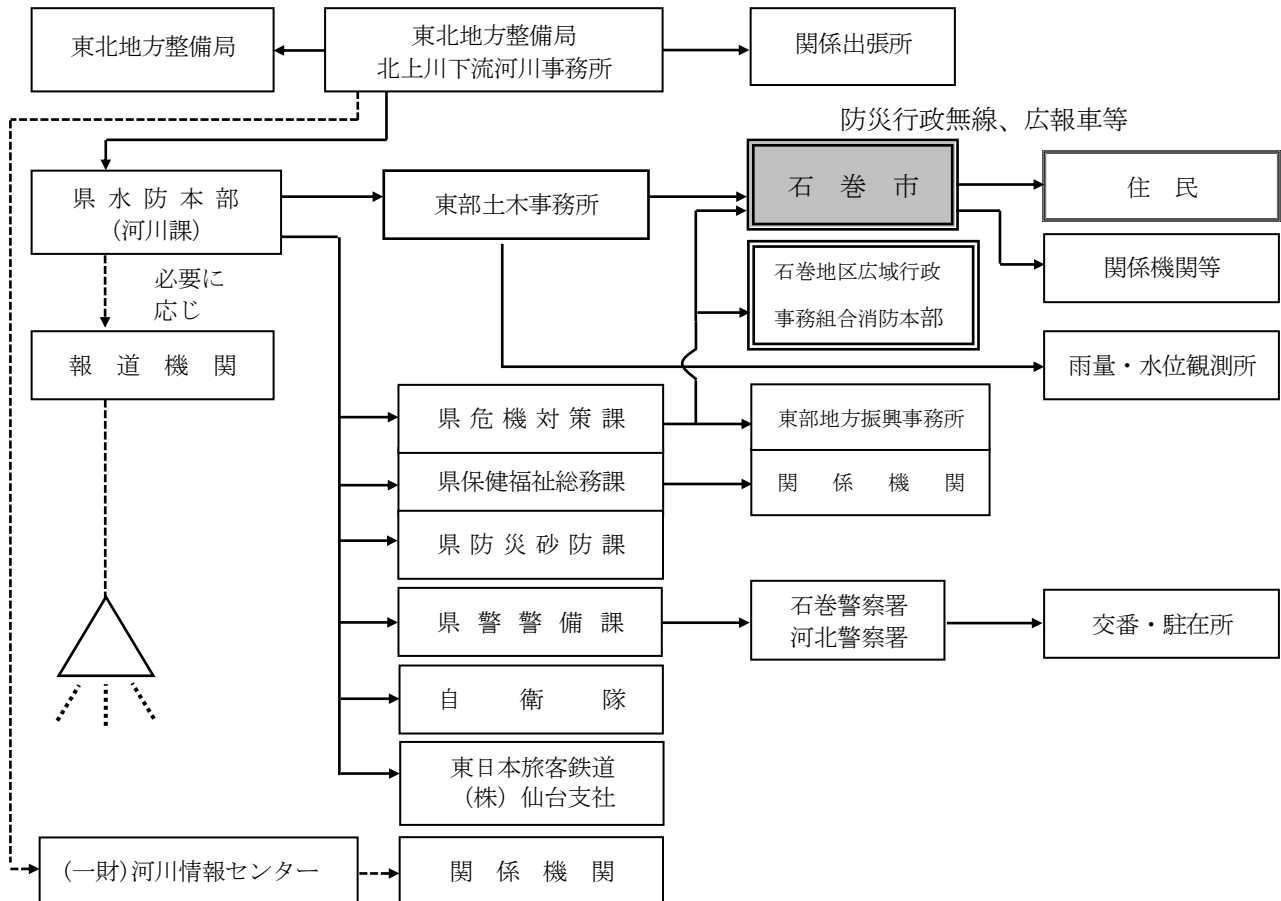
(注2) 警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

(2) 水防警報

国土交通大臣は、指定河川について、洪水により相当な損害が生じるおそれがあると認められた場合は、水防警報を知事に通知する。また、知事はその内容を水防管理者である市長に通知する。

その伝達系統は、次のとおりである。

水防警報伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合）



(3) 洪水予報等及び水防警報の発表基準

管内の指定河川の観測所における洪水予報等及び水防警報の発表基準は、次のとおりである。

洪水予報等及び水防警報の発表基準

河川名	北上川		旧北上川			江合川
	柳津 (脇谷閘門)	飯野川上流 (飯野川橋上流)	和渕 (神取橋下流)	大森 (梨ノ木排水樋管下流)	門脇	涌谷 (涌谷大橋下流)
氾濫危険水位 (危険水位)	10.7m	6.8m	6.2m	4.2m	3.8m	5.4m
避難判断水位 (特別警戒水位)	10.6m	6.7m	5.8m	3.8m	—	5.1m
氾濫注意水位 (警戒水位)	8.4m	5.5m	5.3m	3.6m	3.1m	4.2m
水防団待機水位 (指定水位)	7.0m	4.4m	4.3m	3.0m	—	3.2m

被害調査の項目及び担当

被害調査区分	調査担当部	協力団体名等
被害状況総括 (人的被害)	災対総務部	庁内各課(所)長 各行政組織 各自治会組織 各地区民生委員
保健関係	災対健康部	医師会、歯科医師会等
農林水産関係	災対産業部	農協、漁協、森林組合
商工関係	災対産業部	観光協会、商工会議所等
社会福祉施設等関係	災対福祉部	施設の長
家屋	災対財務部	
河川・橋・道路関係	災対建設部	市内建設業者
学校教育施設関係	災対教育部	各幼稚園長、小中高等学校長
社会教育施設関係	災対教育部	各施設の長
公共物関係	災対建設部	各施設の長
都市施設関係	災対復興事業部 災対建設部	管理委託者等
水道施設関係	災対総務部	石巻地方広域水道企業団
下水道施設関係	災対建設部	市内下水道業者
衛生関係 処理場施設関係	災対生活環境部、石巻地区広域行政事務組合	各施設の長
火災被害関係	石巻地区広域行政事務組合消防本部	消防団
医療関係	災対病院部	各医療施設の長
要配慮者関係	災対健康部 災対福祉部 災対教育部	要配慮者利用施設
公共交通機関関係	災対復興政策部	公共交通機関

3 県への報告

市は、被害の発生状況や被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、市町村被害状況報告要領に基づき、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)により県へ連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接、総務省消防庁に対し被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

報告の種類と内容

災害概況即報	・災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害のおそれのある場合に概況を報告
被害状況報告(即報)	・被害が判明次第、1日1回程度県に報告
被害状況報告(確定)	・被害状況について、2週間以内に報告

※ 資料第20 市町村被害状況報告要領

4 災害情報の交換

市、県及び防災関係機関は、連絡手段や体制の確保、連絡調整のための職員の相互派遣、各機関の求めに応じた情報の提供を行うこと等により、情報共有を図る。

また、情報連絡の窓口及び責任者を定める。

5 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

また、通報を受けた市長は、その旨を気象台その他関係機関に通報しなければならない。

第2節 広域応援

項目	担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣要請	(総) 本部連絡室	宮城県災害対策本部、自衛隊
第2 自治体等への応援要請	(総) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	東部地方振興事務所、石巻地区行為行政事務組合消防本部・各消防署、石巻警察署、河北警察署、石巻地方広域水道企業団

第1 自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求める。

通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

(2) 要請事項

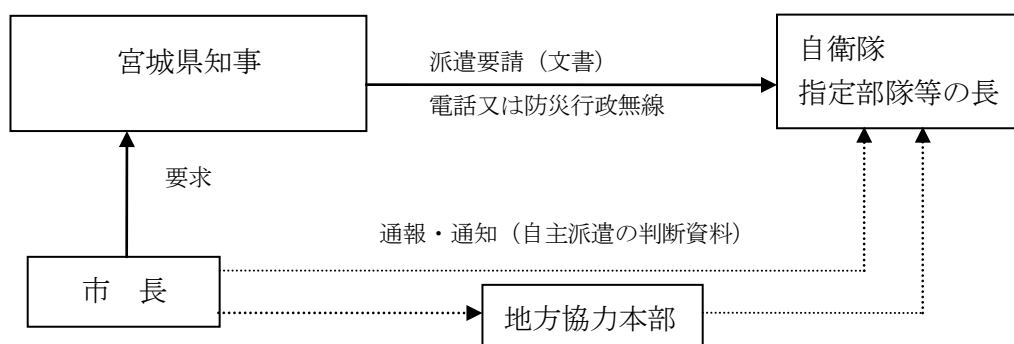
市は、自衛隊の災害派遣の必要を認めた場合は、知事に次の事項を記載した文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となる事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）



宮城隊区担当部隊は、次のとおりである。

機関名	所在地	連絡先
陸上自衛隊第22普通科連隊 (多賀城駐屯地)	多賀城市丸山2-1-1	第3科

(3) 自主派遣

自衛隊指定部隊等の長は、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

2 市と自衛隊との連絡調整

1 自衛隊の連絡幹部の派遣

(1) 災害発生時、自衛隊は、必要に応じ県及び市町村災害対策本部等に連絡幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、県及び市町村並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-9）

3 派遣部隊の活動内容

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の救出：救助及び捜索活動：行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
- (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動
- (5) 消防活動の支援：消防機関との協力による消火活動
- (6) 道路又は水路の啓開：道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給食の実施
- (10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
- (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-9）

4 派遣部隊の受入れ体制

市は、派遣部隊の受入れのため、連絡調整者を定め、作業分担、必要な資機材の準備、施設の利用などについて調整を行う。

なお、派遣部隊の受入れ事項は、次のとおりである。

- (1) 連絡調整者の指定
- (2) 資機材の提供
- (3) 宿舎、宿営地の提供
- (4) 部隊活動の調整
- (5) ヘリポートの設定
- (6) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

5 派遣部隊の撤収

市は、災害派遣の目的を完了又はその必要がなくなった場合、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。

6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた市側が負担するものとし、細部については、その都度、災害派遣命令者と知事が協議して定める。

- (1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- (2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

※ 資料第22 自衛隊の仮泊予定地・車両駐車予定地

第2 自治体等への応援要請

1 市町村間の相互応援活動

市長は、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、災害対策基本法及び協定等に基づき他の市町村長に対し応援を求める。その場合は、県に報告する。

2 職員の派遣要請等

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、法律に基づき、職員の派遣、あっせん等を要請する

職員の派遣要請等の内容

要請先	内 容	根拠法令
知事	応援の要求、応急措置の実施	災害対策基本法68条
知事	指定地方行政機関・特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条2
知事	指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条
知事	職員の派遣、特定地方独立行政法人の職員の派遣	災害対策基本法第30条2 地方自治法第252条の17
市町村長	応援の要求	災害対策基本法第67条

3 県内消防機関等に対する応援要請

石巻地区広域行政事務組合消防本部は、管内の消防力では災害防御活動が困難であると判断した場合、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき、県内の消防機関に応援要請を行う。

また、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県県内航空消防応援協定」に基づき、県及び仙台市のヘリコプターの応援を要請する。

4 緊急消防援助隊の応援要請

石巻地区広域行政事務組合消防本部は、県内の消防応援だけでは対応が困難と判断したときは、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、知事に応援要請を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

1 消防庁への応援要請

知事は、大規模な災害時において、都道府県の区域を越える消防の広域応援の必要性がある場合には、直ちに消防庁長官に応援の要請を行う。

なお、消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないなど知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができ、特に、緊急を要し、広域的な応援出動等が必要な場合は、消防庁長官が市町村長に直接応援出動等の措置をとることを求めることができる。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-7）

5 水道事業者への要請

石巻地方広域水道企業団は、給水活動や応急復旧のため相互協力協定により公益社団法人日本水道協会を通じて応援を要請する。

6 警察災害派遣の応援要請

第7 広域緊急援助隊の応援活動

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、警察災害派遣隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣要請等の措置をとる。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-7）

7 民間団体等への応援要請

市は、協定等に基づき民間団体及び事業者等へ協力を要請する。

8 受援体制

市は、応援派遣要請を行った場合は、要請先の機関等と連絡調整を行う。受入れに当たっては、集結地の指定、燃料の確保、活動現場への案内などを行う。

なお、応援者の食糧、飲料水、資機材、宿泊場所等は、派遣機関で行うよう要請するが、必要に応じて可能な範囲で対応を図る。

※ 資料第36 協定一覧

第3節 災害警戒活動

項目	担当	関係機関
第1 水防対策	●（総）本部連絡室、（消）消防団	北上川下流河川事務所、東部土木事務所
第2 土砂災害対策	●（総）本部連絡室、（建）道路班、（産）農林班	東部土木事務所

第1 水防対策

1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため、水防本部の設置、水防団の動員等により水防体制を確立する。

2 水防情報の収集・伝達

市は、気象注意報・警報や洪水予報、水防警報を受信し関係機関に伝達する。

また、水防情報システムで得られた雨量・河川水位等の情報を県総合防災情報システム等から入手する。

3 水防活動

市は、次の活動を行う。

（1）監視、警戒の実施

河川、堤防を巡回し、河川、堤防の状況について監視、警戒を実施する。

（2）水防作業の実施

水位等の状況に応じて、浸水防止、河川堤防等の損壊、亀裂等の出水防止活動を講じる。

（3）水門等の操作

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに住民に周知する。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-6）

※ 資料第7 水防施設等一覧

※ 資料第8 水防倉庫備蓄状況一覧

第2 土砂災害対策

第4 土砂災害警戒活動

- 1 国又は県は、土砂災害防止法に基づく土石流、地滑り又は河道閉塞による土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を市町村長に通知し、住民及び関係機関へ周知するものとする。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-6）

1 土砂災害危険箇所の警戒、監視

- （1）市は、地域で土砂災害の兆候が認められるなどの実態が把握された場合においては、それらの地域の警戒監視体制を強化する。
- （2）亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

2 被害の拡大防止

市は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の立入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

- ※ 資料第9 土砂災害危険箇所一覧
- ※ 資料第10 山地災害危険地区一覧
- ※ 資料第39 土砂災害警戒区域等指定箇所

第4節 消火・救助活動

項目	担当	関係機関
第1 消火活動	災対消防団	石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署
第2 救出・救助活動	●災対総務部、災対建設部、（消）警防班	石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署、医療機関

第1 消火活動

1 消火活動の原則

消防長は、各消防署（所）を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、石巻地区広域行政事務組合消防本部で作成している計画に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 同時多発火災への対応

ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難路及び避難所等の確保のための消火活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(2) 火災現場活動の原則

火災現場活動の原則は、次のとおりである。

ア 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を総合的に判断し行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防団の活動

消防団は、石巻市消防団安全管理マニュアルに基づき、消防長及び消防署長の所轄の下、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

(1) 消火活動

災害により出火した場合は、市民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火を、単独又は各消防署と協力して行う。

(2) 災害情報の収集伝達活動

簡易無線等により関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(3) 救助・救急活動

各消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導活動

避難指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、自分の安全を確保しつつこれを市民に伝達するとともに、市民を安全な場所に誘導する。

3 市民・自主防災組織・事業所の活動

市民、自主防災組織及び事業所は、出火防止措置を実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

また、事業所は、周辺の火災の消火活動、救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

危険物等を取り扱う事業所は、事業所内の火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の市民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

4 通電火災等への警戒活動

石巻地区広域行政事務組合消防本部及び消防団は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

※ 資料第26 石巻地区消防本部の現勢

※ 資料第28 石巻市消防団の現勢

第2 救出・救助活動

1 救出・救助活動

行方不明者の救出・救助活動は、次のように行う。

(1) 市の活動

救出・救助の活動主体は、消防、警察及び自衛隊災害派遣部隊となる。市は、要救助者の発生情報の把握と活動主体への連絡を行う等、活動主体との情報共有を図る。

また、救助活動に際し建設用機械等が必要な場合は、協定に基づいて石巻市災害防止連絡協議会等から、建設用機械、救助用具及び作業員の派遣協力を要請する。

※ 資料第36 協定一覧

(2) 警察の活動

第3 警察の活動

1 警察は、救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。

2 警察は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。

3 警察は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災

関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-10）

（3）消防機関の活動

石巻地区広域行政事務組合消防本部及び消防団は、行方不明者情報を集約し、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救助・救急活動を行う。

（4）海上保安部の活動

第6 第二管区海上保安本部の活動

1 海難救助等を行うに当たって、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。

その際、救急・救助活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

(1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は機動救難士・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその捜索救助を行う。

(2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊による消火活動、航空機による状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。

(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生の防止、避難勧告を行う。

(4) 救急・救助活動等に当っては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、災害に伴う二次災害の防止を図る。

(5) 東日本大震災における救助状況を踏まえ、孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。

この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、機動救難士又は特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。

2 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。

この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。

(1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(3) その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。

3 物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-10）

2 地域による救助活動

市民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、可能な範囲において地域及び事業所内の被害状況や安否の把握に努める。

建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行い、現場の救助部隊の指示を仰ぐ。

第5節 医療救護

項目	担当	関係機関
第1 初動医療活動	災対病院部全班、 （健）救護班	石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会、石巻薬剤師会、東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署、医療関係機関
第2 避難者等への 保健衛生活動	（総）管財班、 （健）救護班	石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会、東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、医療関係機関

第1 初動医療活動

1 医療救護体制

（1）救護所の設置

市は、ライフラインの途絶等で医療機関の多くが機能を失い市内各地の避難所に市民が殺到している場合には、石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、河北警察署等の協力を得て、救護所を設置・運営する。

救護所の開設は、石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会が行う。

DMA T並びに支援医療チーム等の受入れは災害拠点病院（石巻赤十字病院）が行い、各救護所へ派遣調整し医師会から救護所運営を引き継ぐ。

救護所の設置場所は、原則として多数の市民が避難する施設に設置する。

（2）医療救護班の編成

市は、災害拠点病院（石巻赤十字病院）と連携し傷病者の発生状況等を収集する。拠点病院に参集した石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会、石巻薬剤師会は連携し救護班を編成する。

また、県派遣の医療チーム、大学病院、国立病院機構、DMA T、日本赤十字社救護班等の医療チームの派遣を要請する。

医療救護活動は次のとおりである。

- ア 傷病者の治療
- イ 傷病者の区分判別（トリアージ）
- ウ 県指定災害拠点病院への転送
- エ 傷病者に対する応急処置
- オ 助産
- カ 死亡の確認

2 医薬品等の確保

（1）医薬品、医療用資機材の確保

市は、医療救護班が医療救護・助産活動のために使用する医療器具及び医薬品、医療ガスを、石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会、石巻市薬剤師会、災害拠点病院（石巻赤十字病院）の協力により調達する。不足する場合は、県に対して要請する。

また、輸血用血液が必要になった場合は、県を通じて宮城県赤十字血液センターなどに確

保されている各種血液製剤等の供給を要請する。

(2) 水、燃料、食糧等の確保

市は、救護所及び災害拠点病院（石巻赤十字病院）で必要な医療用の水、発電機のための重油、医療活動従事者用の飲料水、食糧等を確保し供給する。

また、救護所等の施設において、電気の供給が停止した場合には、最優先で通電再開を行うよう、東北電力（株）へ要請する。医療機関については、電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、東北電力（株）に対し、電力復旧の優先対応を要請する。

3 傷病者の搬送

傷病者は、救出現場から救護所まで救出部隊の車両、救急車、ヘリコプター、市民等の協力により搬送する。

救護所から圏域外の災害拠点病院までは、救急車、ヘリコプター等で搬送する。

4 重傷者への対応

市は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療について、医療コーディネーターに要請し、災害拠点病院（石巻赤十字病院）や、被災地外の医療機関で対応を行う。

5 要医療救護者への対応

(1) 透析患者への対応

市は、石巻圏透析施設災害時ネットワークの協力により、透析医療の可否について情報を収集し、患者からの問い合わせに対し情報を提供する。

さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅酸素療法患者への対応

市は、平常時から東部保健福祉事務所を通じて把握している在宅酸素療法患者を医療機関及び県等と連携により、後方医療機関へ搬送する。

ただし、後方医療機関への搬送が困難な場合は一時的に災害拠点病院（石巻赤十字病院）に収容する。

(3) 在宅難病患者への対応

市は、平常時から東部保健福祉事務所を通じて把握している人工呼吸器等を装着している難病患者を、医療関係機関及び県等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

ただし、後方医療機関への搬送が困難な場合は一時的に災害拠点病院（石巻赤十字病院）に収容する。

※ 資料第29 医薬品の調達先

※ 資料第30 医療機関一覧

第2 避難者等への保健衛生活動

1 保健衛生活動の実施

(1) 巡回保健医療の実施

市は、災害拠点病院（石巻赤十字病院）、石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会及び石巻薬剤師会等に医療救護班の編成と県に心のケアチーム、保健師・看護師等の派遣を要請し、避難所で、インフルエンザ、食中毒等の感染症、エコノミークラス症候群の予防、心のケア等を実施する。

特に、心のケアについては、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども

総合センター）と連携する。

(2) 薬剤相談、薬剤整理

市は、石巻薬剤師会及び災害拠点病院（石巻赤十字病院）、石巻市医師会、桃生郡医師会等に薬剤管理要員の編成を要請し避難所における薬剤指導及び救護所における薬剤管理を実施する。

(3) 健康調査、健康相談

市は、県と協力し、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。さらに、要配慮者のトリアージを行い、必要に応じ医療機関や福祉避難所等につなぐ。また、避難所や応急仮設住宅等で感染症や熱中症の予防、エコノミークラス症候群及び生活不活発病予防や、生活習慣病、メンタルケア、口腔ケア等に関する保健指導、健康教育、健康相談を実施する。

(4) 栄養調査、栄養相談

市は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難所の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

県は、市町村と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

県及び市町村は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

県及び市町村は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

県及び市町村は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

(1) メンタルヘルスケアの実施

被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び市町村は、県の精神科医や他の精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

(2) メンタルヘルスケアの実施体制の確保

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

また、県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

(3) メンタルヘルスケアの継続

県は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-20)

2 傷病者への支援

市は、通院が必要な避難者等のため、医療機関と避難所を結ぶバスの運行、治療可能な医療機関の情報提供等を行う。

第6節 交通輸送活動

項目	担当	関係機関
第1 交通規制	(総) 本部連絡室、● (建) 道路班、(産) 農林班	石巻警察署、河北警察署、仙台河川国道事務所、宮城県道路課、東部土木事務所
第2 緊急輸送路等の確保	(建) 総務班(河川港湾室)、(建) 道路班、(産) 水産班、(産) 農林班	仙台河川国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会
第3 輸送の確保	(総) 本部連絡室、● (総) 管財班	宮城県災害対策本部、(公社) 宮城県トラック協会石巻支部、(公財) 宮城県バス協会、宮城交通(株)、その他関係機関
第4 ヘリコプターの活用	(総) 本部連絡室	石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城県災害対策本部、自衛隊、第二管区海上保安部

第1 交通規制

1 警察による交通規制

3 交通規制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。

(1) 基本方針

イ 被災地域内への流入抑制と走行抑制

(イ) 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(ロ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

ロ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ハ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又はう回誘導を実施するとと

もに一般車両の走行は原則禁止する。

ニ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

イ 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

ロ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ハ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

ニ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記ロ、ハの措置を取ることができる。

ホ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-12)

2 道路管理者による規制

道路管理者は、管理する道路が陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

3 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 確認対象車両

イ 知事が行う確認事務処理

知事は、知事部局等県有公用車両について確認し、本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両に係る確認事務については総合交通対策課で、また、地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両の確認事務については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ行う。

ロ 県公安委員会が行う確認事務処理

県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

イ 車両番号標に標示されている番号

ロ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）

ハ 使用者の住所、氏名

ニ 輸送日時

ホ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）

へ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。）

(3) 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

(4) 交付状況の把握

(3)により標章等を交付した場合、危機対策課及び交通規制課に報告することとし、(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。危機対策課及び交通規制課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

（宮城県地域防災計画 風水害対策編3-12）

(2) 市の措置

市は、事前届出をしていない車両や、災害対策を行う他機関、団体の使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

※ 県地域防災計画資料編「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」

※ 資料第15 緊急通行車両確認証明書の様式及び標章

第2 緊急輸送路等の確保

1 障害物の除去

(1) 県、警察の措置

4 障害物の除去等

県及び警察の対応

緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

また、道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（道路管理者の所管にかかるもの）、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-12）

(2) 道路管理者の措置

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（道路管理者の所管に係るもの）、応急復旧を行い、道路機能の確保に努める。

市は、石巻市災害防止連絡協議会に協力を要請し、道路障害物の除去及び応急復旧を行う。なお、優先して障害物を除去する道路は、次の道路とする。

緊急輸送道路の区分

区 分	緊急輸送路の定義
第1次 緊急輸送道路	災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する石巻警察署、河北警察署、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している広域市町村圏の庁舎及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる広域的な防災拠点の所在地と接続する道路。
第2次 緊急輸送道路	市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、道路管理者等の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院（災害拠点病院等）、電気・ガス・上水道といったライフラインの各施設、広域避難地及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、駅前広場等）の所在地と接続する道路。
第3次 緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（国土交通省関係庁舎、郵便局、放送局、病床数・診療科目の多い病院、中山間地域の中核医療機関等）に接続する道路。

2 海上交通の確保

(1) 第二管区海上保安本部

1 第二管区海上保安本部の役割

第二管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることがを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-12)

(2) 港湾

2 港湾管理者の役割

港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び被災施設の応急復旧等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-12)

(3) 漁港

市は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。

また、離島の漁港についても輸送の確保に努める。

第3 輸送の確保

1 輸送手段の確保

市は、緊急輸送のため、次の車両を確保する。

- (1) 市所有車両等
- (2) (公社)宮城県トラック協会石巻支部、(公財)宮城県バス協会及び宮城交通(株)等の車両等
- (3) その他公共的団体の車両等

2 燃料の確保

市は、災害対策車両、応援車両に必要な燃料について、確保が不可能な場合は、県を通じて宮城県石油商業協同組合に加盟する給油所から供給を受ける。

3 集積拠点の確保

市は、物資を集積するため石巻市総合運動公園又は桃生総合センターに集積拠点を設置する。

※ 資料第3-1 緊急輸送用車両等一覧

第4 ヘリコプターの活用

1 ヘリコプターの要請

市長は、県及び仙台市のヘリコプターを活用する必要がある場合は、「宮城県広域航空消防応援協定」及び「宮城県内航空消防応援協定」の定めるところにより、石巻地区広域行政事務組合消防本部に要請を依頼する。

第3 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 救出救助活動
- 3 救急患者等の搬送
- 4 救援隊・医師等の人員搬送
- 5 消防部隊の搬送・投入
- 6 被災地への救援物資の搬送
- 7 応急復旧用資機材等の搬送
- 8 住民に対する避難勧告等の広報活動
- 9 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-13)

2 ヘリコプター離着陸場の確保

石巻地区広域行政事務組合消防本部及び市は、ヘリコプターを要請する場合、離着陸場に関する情報を要請先に提供する。

※ 資料第23 石巻市が予定しているヘリコプター場外離着陸場適地一覧

第7節 避難活動

項目	担当	関係機関
第1 避難活動の基本		
第2 避難勧告・指示等の実施	●（総）本部連絡室、（総）広報班、（消）警防班	石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、石巻警察署、河北警察署

第1 避難活動の基本

防災気象情報、水位情報等により災害の発生が予想される場合は、避難に時間を要する要配慮者に避難準備情報を発表し、早めの避難を促す。

さらに、危険が予想される場合は、危険地区に対し、避難の勧告、指示を発表し、避難を促す。

第2 避難勧告・指示等の実施

1 判断基準

浸水、がけ地の崩壊の危険等がある場合は、市長は、危険地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と要配慮者の避難開始を促すため避難準備情報を伝達する。

避難勧告・指示等の種類は、次のとおりである。

避難勧告・指示等の種類

種類	内容
避難準備情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）、それ以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、地すべり、出火・延焼等が予想される地域からの避難等、危険が事前に予想され早期避難が適当と判断される場合、事前に避難のための立ち退きを勧め、又は促し、避難させる。
避難指示	山・がけ崩れ、土石流等の土砂災害の兆候が直前に把握されたり、有毒ガス事故が発生する等、著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は「勧告」よりも拘束力が強い。

また、避難判断の基準及び避難勧告・指示等の実施権者等は、次のとおりである。

洪水予報指定河川に関する避難勧告・指示等の判断基準

種類	判断基準
避難準備情報	3時間後に氾濫危険水位に到達すると予測されるとき。 (注) このときは氾濫注意水位とは必ずしも一致しない。
避難勧告	①避難判断水位に達し、かつ、氾濫危険水位に到達すると予測されるとき。 ②漏水等、堤防の決壊につながるような異常を発見したとき。

避難指示	①氾濫危険水位に到達したとき。 ②堤防の決壊につながるような大規模な漏水や亀裂等を発見したとき。 ③堤防の決壊を確認したとき。
------	---

小河川及び内水氾濫に関する避難勧告・指示等の判断基準

種類	判断基準	
避難準備情報	浸水状況	①地区内の河川が増水しているとき。 ②近隣で床下浸水や道路冠水が発生したとき。
	降雨状況	①1時間降雨量が40mmを超え、かつ、今後の降雨が平坦地にあつては3時間で70mm、平坦地以外にあつては1時間で60mmを超えることが見込まれるとき。 ②降り始めてからの24時間累計降雨量が150mmに達することが見込まれるとき。
避難勧告	浸水状況	近隣で床下浸水や道路冠水の被害が拡大しているとき。
	施設状況	排水先の本川の水位が、排水ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき。
避難指示	浸水状況	近隣で床上浸水が発生したとき。
	施設状況	①内水排水ポンプの運転を停止した。（故障した場合を含む。） ②水門を閉鎖したとき。

土砂災害に関する避難勧告・指示等の判断基準

種類	判断基準
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）を発見したとき。 ・2時間先予測による降雨指標値が「土砂災害発生を目安となる線（CL）」に到達したとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路などにクラック発生）を発見したとき。 ・実況の降雨指標値が「警戒ライン」を超えた状態で2時間先予測による降雨指標値が「土砂災害発生を目安となる線（CL）」到達し、引続き降雨の増加が見込まれるとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生したとき。 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）を発見したとき。 ・実況の降雨指標値が「土砂災害発生を目安となる線（CL）」に到達し、引続き降雨の大幅な増加が見込まれるとき。

※ 各降雨メッシュコード内における土砂災害発生を目安となる線（CL）については、県の砂防総合情報システム「MIDSKI」により確認を行う。

なお、高潮災害に関する避難勧告等の判断基準は、沿岸部の護岸施設及び生活環境等が復旧していないため、沿岸部のまちづくりがある程度進展した段階で策定する。

避難の勧告・指示等の実施権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・指示：急を要すると認めるとき 	災害対策基本法第60条第1項
知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき 	災害対策基本法第60条第5項
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・市長から要求があったとき 	災害対策基本法第61条
	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき 	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき 	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき 	水防法第29条
	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき 	地すべり等防止法第25条
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき 	水防法第29条

2 避難の勧告・指示の内容及び周知

(1) 避難勧告・指示等の内容

避難勧告・指示等は、次の事項を明らかにして行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難勧告・指示の理由
- オ その他必要な事項

(2) 避難の周知

ア 市は、避難勧告・指示等の伝達を次の方法で行う。

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 広報車
- (ウ) 災害に強い情報連携システム（ORANGE）
- (エ) 緊急速報メール、エリアメール、災害情報メール、市ホームページ
- (オ) ラジオ、テレビ
- (カ) コミュニティFM（ラジオ石巻）

イ 避難の必要が無くなったときは、その旨公示する。

(3) 関係機関への報告・通知

市は、避難勧告・指示等の発令又は解除を実施したときは、その旨を県に報告するとともに

に、警察署及び消防本部等に通知する。

※ 資料第21 災害時の広報文例

3 避難誘導等

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、危険地域においては、消防吏員、消防団員等が安全な避難方向等について誘導を行う。

4 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第8節 避難収容

項目	担当	関係機関
第1 避難所の開設	(総) 本部連絡室、● (福) 避難所収容班、(教) 学校教育班	
第2 避難所の運営	(福) 避難所収容班、(健) 救護班	東部保健福祉事務所
第3 帰宅困難者対策	(福) 避難所収容班、● (復政) 応援班 (地域協働課)	
第4 孤立集落対策	● (総) 本部連絡室、(健) 救護班、(福) 援護班、(産) 総務班	自衛隊、石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署

第1 避難所の開設

避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。

市職員が不在の場合においては、主要な避難所の施設管理者と自治会等が避難所開設・運営マニュアルに基づき、開設を行う。

また、収容能力に不足が生じるときは、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することも考慮する。

第2 避難所の運営

1 避難所の運営体制

(1) 指定運営要員の確保

早期に避難所代表者を募り、避難所の運営に避難者の参画を得て、人員の不足を補う。

市の職員が避難所運営に当たるのは、初動期の3日間を基本とし、4日目以降は、各避難所の避難所開設・運営マニュアルに基づき、施設管理者、自治会等、避難者を中心とした自主的な運営に移行する。

(2) 支援職員の効果的な派遣体制

防災訓練、研修を通じて避難所の運営知識を備えた職員を支援職員として派遣する。

また、避難所が多数開設され支援職員を異動させる場合には、同じ地域での活動ができるよう人員配置を考慮する。

2 自主運営組織

各避難所では、市職員、施設管理者、避難者の代表者等によって避難所運営組織などを迅速に組織し、自主的で円滑な避難所の運営を図るため、役割分担及び運営手順等を整理し、必要に応じて各種活動班の設置に努める。

運営においては、女性を参画させ男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。さらに、性別による役割分担の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。

また、学校等の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。

3 避難所の運営

(1) 避難所設備の設置

市は、避難生活に備えて良好な生活環境となるように、次のような避難所設備を設置する

よう努める。

- ア 間仕切り用パーティション
- イ 冷暖房機器
- ウ テレビ・ラジオ
- エ 発電機
- オ 灯光器
- カ カセットコンロ・ボンベ
- キ 簡易トイレ
- ク 毛布

(2) 管理者の設置と避難者名簿の作成

市は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握する。

(3) 相談窓口の設置

市は、避難所に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

特に、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(4) 健康・衛生状態の把握

避難者の健康状態や避難所内の衛生状態を把握するため、医療救護班等による巡回を行い、必要に応じて改善措置をとるよう努める。

(5) ペット対応

市は、ペット同行避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。室内への持ち込みは原則として禁止とするが、対応は、各避難所運営組織が決定する。

(6) 入浴施設確保対策

市は、大型浴槽を有する市内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放を要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

入浴施設が不足する場合は、関係業者及び自衛隊等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置する。

(7) 男女ニーズへの配慮

市は、避難所運営組織と連携して避難所の運営における男女双方のニーズの違いに配慮する。特に、女性には、次の事項に配慮した運営に努める。

ア 避難所施設

- (ア) 物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション
- (イ) 乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリア
- (ウ) 安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置
- (エ) 女性専用スペースへの女性用品の常備

イ 運営管理

- (ア) 運営委員会への女性の参画
- (イ) 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
- (ウ) 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- (エ) 避難者平等の食事作り・片付け、清掃等の役割分担
- (オ) 相談窓口の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施
- (カ) 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
- (キ) 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備

4 要配慮者への支援

市は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。避難所での生活が困難な場合は、福祉避難所の開設、被災地外の収容施設を確保して収容する。

また、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

5 避難長期化への対処

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難生活の長期化が見込まれるときには、相互応援協定を活用し、受入れ先を確保する。

また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の活用等により、避難所の早期解消に努める。

- ※ 資料第14 避難所等一覧
- ※ 資料第25 避難所運営のための様式
- ※ 資料第36 協定一覧

第3 帰宅困難者対策

1 事業所及び大規模集客施設等の対応

事業所及び大規模集客施設等の管理者は、従業員、顧客等及び施設の被害状況を確認する。交通機関等が途絶した場合は、一斉帰宅行動を抑制し、施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

2 観光客への対応

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

市は、観光客の被災状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努める。

また、関係機関等の情報提供要請に対応する。

3 市の対応

(1) 情報提供

市は、一斉帰宅行動を抑制するため、災害波に関する情報、交通機関の状況等について、防災行政無線、メール等を活用し、情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設の確保

市は、道路交通利用者の一時滞在場所として道の駅「上品の郷」を活用する。

(3) 移動手段の確保

市は、自力で移動が困難な要配慮者には、バス、タクシーなどの搬送手段を確保する。

第4 孤立集落対策

市は、道路の寸断等により、住民が移動できない集落がある場合は、傷病者、要配慮者の救出、飲料水・食糧の供給、生活必需品を優先して対応する。

第9節 応急仮設住宅等の確保

項目	担当	関係機関
第1 住宅の応急修理	(建) 建築班、● (建) 建築指導班	
第2 応急仮設住宅等の確保	● (建) 建築班、(建) 建築指導班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県震災援護室
第3 応急仮設住宅の維持管理等	● (福) 仮設住宅管理班、(建) 建築指導班	宮城県震災援護室

第1 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損個所に手を加えれば日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、必要最小限の補修を行う。

1 応急修理の対象者

市は、災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない市民とする。

2 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。

第2 応急仮設住宅等の確保

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備

市は、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合は、県からの委任を受け整備する。

(1) 用地確保

市は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(2) 応急仮設住宅の整備

市は、(社)プレハブ建築協会等の協力を得て応急仮設住宅を整備する。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備

(1) 県の対応

イ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備が必要と認めるときは、協定に基づき(社)プレハブ建築協会の協力を得ることや、

災害の規模に応じて、地元企業などの活用により速やかに整備する。

整備に当たっては、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

ロ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の資機材の確保

県は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請する。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-15）

第3 応急仮設住宅の維持管理等

1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理・運営

（1）管理体制

2 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理・運営

（1）管理体制

県は応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の所在地である市町村に管理を委任する。市町村長に委任した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-15）

（2）維持管理上の配慮事項

市は、消防、警察、NPO、ボランティアとの連携、協力を図り、維持管理を行う。

（2）維持管理上の配慮事項

県及び市町村は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）入居者によるコミュニティーの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

（3）運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

イ 安心・安全の確保に配慮した対応

（イ）防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ

（ロ）街灯や夜間照明等の工夫

（ハ）夜間の見回り（巡回）

ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応

（イ）交流の場づくり

（ロ）生きがいの創出

（ハ）悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置

（ニ）保健師等による巡回相談

（ホ）女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備

ハ 仮設住宅の利用、コミュニティー運営体制等

（イ）集会所の設置

（ロ）仮設スーパー等の開業支援

- (ハ) 相互情報交換の支援
- (ニ) 窓口の一元化
- ニ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - (イ) 運営における女性の参画推進
 - (ロ) 生活者の意見集約と反映

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-15)

2 公営住宅の活用

市は、県と連携して、一時的な居住の場として、市営住宅、県営住宅等の空き家の活用を図る。

第3 公営住宅の活用等

県は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-15)

3 民間賃貸住宅の活用等

市は、県と連携して、応急仮設住宅の整備に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

第4 民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備には一定期間が必要となるため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

1 県の対応

- (1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。
- (2) 県は、平常時に定めていた市町村との役割分担等に基づき、必要に応じて市町村との協議を行い、より具体的な取扱いを定める。
- (3) 借上げに係る具体的な取扱いについて、できるだけ多様な広報媒体を活用して、被災者等へ適時に正確な情報の提供に努める。
- (4) 災害救助法に基づく他の応急仮設住宅との重複等を避け、効率良く供与が可能となるよう関係機関との情報の共有化に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-15)

4 要配慮者の応急仮設住宅への入居等

市は、要配慮者の入居を想定し、居住環境に配慮した応急仮設住宅の施設整備を行うとともに、避難所での生活に困難が伴う要配慮者を優先入居させる措置を講じる。

第10節 被災者への情報提供

項目	担当	関係機関
第1 市民への広報	(総)本部連絡室、●(総)広報班、(健)救護班、(福)避難所収容班	
第2 報道機関への対応	(総)広報班	
第3 相談活動	●災対総務部、(福)生活再建支援班、災対支部	

第1 市民への広報

1 広報の実施

市は、次の手段で市民等に広報を行う。

- (1) 防災行政無線の放送
- (2) 広報車による巡回
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等を通じたの広報
- (4) 災害広報紙、チラシによる広報
- (5) メール、市ホームページ
- (6) ラジオ石巻等への情報提供
- (7) 災害に強い情報連携システム（ORANGE）

2 情報の交換場所の提供

市は、市役所及び支所に、災害対策本部からの防災行政無線放送の内容や避難情報、その他のお知らせ事項を掲示する。

自主防災組織等は、災害広報掲示施設にそれぞれの地域のお知らせ事項や安否確認情報などを掲示し、地域内の情報伝達に活用する。

3 避難所での広報

市からの情報は、避難所に設置した無線LANを活用した安否・避難情報システム（ORANGE）により、住民の携帯電話等に情報を配信する。

その他、情報掲示板への掲示や避難者へ口頭での伝達を行う。避難者の状況によっては、必要に応じて、手話、外国語ボランティア等を派遣する。

※ 資料第2-1 災害時の広報文例

第2 報道機関への対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

市は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定によりラジオ石巻へ放送を要請する。

(2) 報道取材への対応

市は、報道機関からの取材活動の受付を行う。取材は、本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。

2 記者発表

市は、臨時の記者詰め所及び共同会見所を設置し、本部会議で諮った事項について定期的に記者発表を行い、必要な情報を報道機関へ提供する。

記者発表の概要

発表者	第1位 市長 第2位 副市長
発表内容	<ul style="list-style-type: none">・被害の状況・応急対策の実施状況・全国への要請

第3 相談活動

1 被災者相談

市は、被害状況に応じて被災者のための相談窓口を市役所に設置し、各種手続きや相談業務を行う。必要がある場合は支所に設置する。

2 安否情報等の問い合わせ対応

市は、被災者の安否情報について住民等から照会があったときは可能な限り回答するよう努める。

回答は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮し、発災直後の消防、救助等人命に関わるような緊急性の高い応急措置に支障が及ぼさない範囲で行う。

第11節 食糧、飲料水及び生活必需品の調達・供給

項目	担当	関係機関
第1 食糧の供給	●（産）総務班、（復政）地域協働課、（福）援護班、（福）避難所収容班、（教）学校管理班	東北農政局、日本赤十字宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会石巻支部
第2 生活物資の供給	●（産）総務班、（福）避難所収容班	日本赤十字宮城県支部、（公社）宮城県トラック協会石巻支部
第3 給水		石巻地方広域水道企業団
第4 救援物資の受入れ	（産）総務班	
第5 物資集配拠点の設置	（産）総務班	

第1 食糧の供給

1 備蓄等の活用

避難時及び災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している食糧を活用することを原則とする。

市は、家庭内備蓄等を携行できなかった市民や要配慮者に対し、市の備蓄食糧を供給する。

2 食糧の供給

市は、次のように食糧の供給を実施する。

（1）食糧の支給対象者

食糧の支給対象者は、次のとおりとする。

ア 避難所に収容された者

イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者

ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者

エ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食糧を得る手段のない者

（2）需要の把握

市は、避難所収容者を対象とし、避難所運営組織の情報から供給数を把握する。

（3）食糧の調達

市は、食糧を協定に基づき企業、団体等から調達する。調達が困難なときは、自衛隊の炊き出し要請や、県、相互応援協定先の市町村に対して供給を要請する。

なお、応急用米穀の調達ができないときは、県若しくは直接農林水産省に政府所有米穀の供給を要請し、県の指示・要請に基づいて県に引き渡された政府所有米穀を県又は県の指定する者から受領する。

（4）食糧の輸送

調達した食糧の輸送については、集積拠点までは、市が確保を調達した企業、団体、協定先の市町村が行うものとする。集積拠点から避難所までは、市又は市が要請した物流業者が行うものとする。

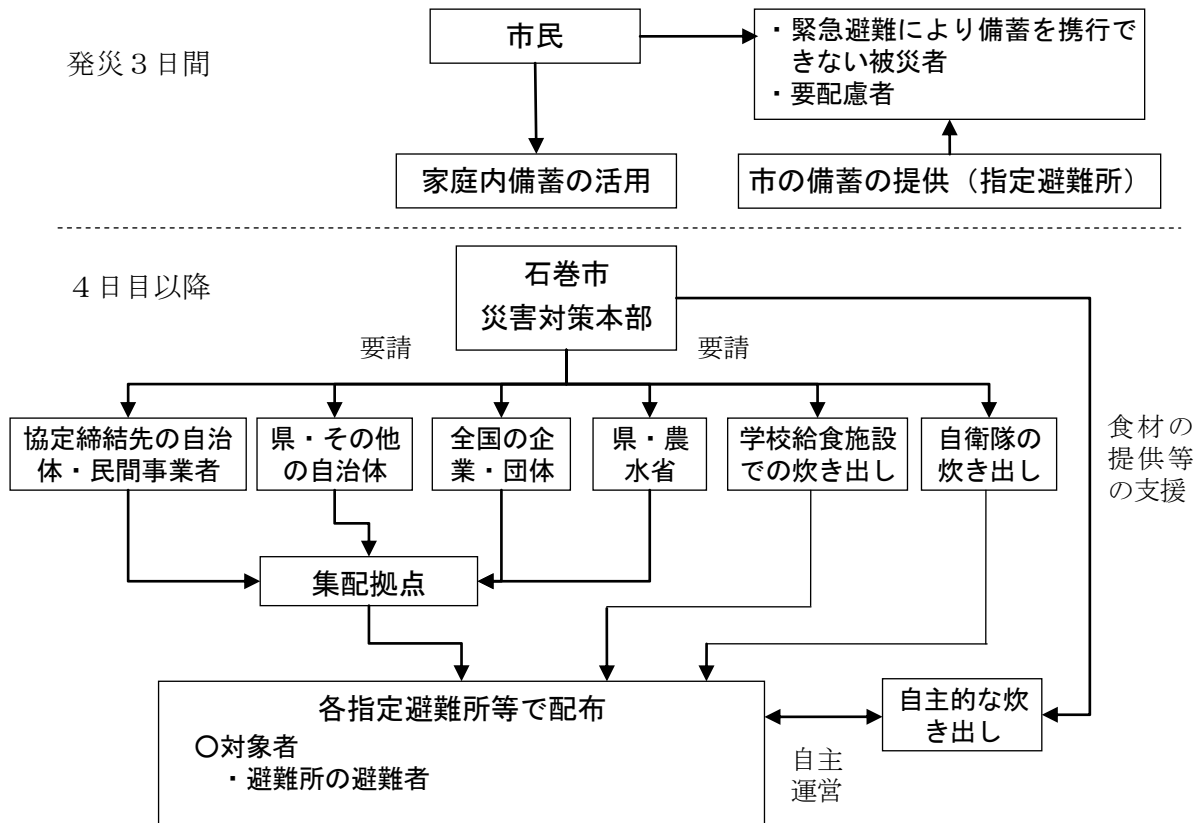
（5）食糧の配布

市は、避難所まで届けられた食糧を避難者に配布する。配布に当たっては、避難所運営組織と連携して行う。

3 炊き出し

学校給食施設による炊き出しや自衛隊に要請する炊き出しのほか、市からの食糧供給を補完するものとして、自治会・自主防災組織等が行うものとする。

市は、炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。



第2 生活物資の供給

生活物資供給の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

生活物資の確保、輸送は食糧と同様に行う。

また、供給対象者への配布、周知は、指定避難所で行う。

生活物資の事例は、次のとおりである。

- ア 寝具
- イ 衣料類
- ウ 炊事用具
- エ 食器
- オ 日用品
- カ 光熱材料
- キ 緊急用燃料

第3 給水

1 家庭内備蓄等の活用

断水が発生した場合は、家庭内及び事業所内で備蓄している飲料水を活用することを原則とする。

2 給水需要の把握

石巻地方広域水道企業団は、給水地域、給水の規模を決定するため、断水地区の範囲、世帯数、避難状況を把握する。

3 応急給水活動

市は、石巻地方広域水道企業団と連携して、次のように給水活動を実施する。

(1) 水源の確保

石巻地方広域水道企業団は、浄水場及び配水場等の応急給水用水源を確保する。

(2) 給水活動

石巻地方広域水道企業団の応急給水は、原則として各家庭の個別供給ではなく、石巻地方広域水道企業団が指定した応急給水場所での拠点給水方式で行うものとする。

給水方法は、給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水によるものとする。

石巻地方広域水道企業団は、給水車、給水資器材が不足する場合、「日本水道協会東北地方支部水道施設の被災に伴う相互応援計画」に基づき日本水道協会宮城県支部に対し、給水資器材の提供を含む応援を要請する。

(3) その他の給水方法

市は、ペットボトル、水の缶詰等を企業等に提供を要請し、配給する。

(4) 学校プールの有効利用

市は、市域の小中学校プールの水を生活用水として利用する。

(5) 給水広報

石巻地方広域水道企業団は、給水広報を広報車、広報紙等で行う。

4 応援要請

石巻地方広域水道企業団は、給水活動が困難な場合は、「日本水道協会東北地方支部水道施設の被災に伴う相互応援計画」に基づき、日本水道協会宮城県支部に対し応援を要請する。

市は、上記応援でも給水活動が困難な場合は、自衛隊に給水活動を要請する。

なお、自衛隊による応急給水活動については、石巻地方広域水道企業団と協働して実施し、活動の効率化を図る。

3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フローにより対応する。

4 県は、大規模な災害による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-19)

※ 資料第16 災害用備蓄物品一覧

第4 救援物資の受入れ

1 物資の要請

備蓄や調達によっても食糧及び生活物資が不足する場合には、協定先の自治体、県に物資の要請を行う。

2 物資の受入れ方針

全国からの物資提供の申し出があった場合は、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資のみを受け入れることを原則とする。

第5 物資集配拠点の設置

市は、総合運動公園又は桃生総合センターに物資集配拠点を開設する。

大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。

※ 資料第36 協定一覧

第12節 避難行動要支援者対策

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時避難支援の構築	(復政) 応援班 (地域協働課)、 (総) 本部連絡室、(健) 救護班、 (健) 援護班、● (福) 援護班、 (福) 避難所収容班、(福) 応援班 (子育て支援班)、(産) 商工班、 (教) 学校教育班、(消) 警防班	東部保健福祉事務所、 石巻地区広域行政事務 組合消防本部・各消防 署、石巻警察署、河北 警察署、石巻市社会福 祉協議会、その他関係 機関
第2 避難誘導等の支援		
第3 避難所等における支援		
第4 外国人や旅行者への支援		

第1 災害発生時避難支援の構築

市は、災害発生時には、避難行動要支援者に係る避難情報等の集約、関係機関や外部との対応等を行う。

第2 避難誘導等の支援

1 安否確認

市は、災害発生時には、「災害避難時における要援護者支援マニュアル」に基づき、地域の防災ネットワークと連携し、避難支援等関係者を通じて、避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、その際、避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者についても、避難支援等関係者の協力により、可能な限り安否確認を実施する。

2 避難誘導及び救護・救出活動

市は、個別支援計画に基づき、避難支援者が避難行動要支援者を、安全な場所へ避難誘導等実施できるよう協力する。また、救護・救出が必要となる要配慮者には、関係機関と連携の上、医療機関等への移送等適切な措置を講じる。

第3 避難所等における支援

1 避難所における支援

市は、避難所において、要配慮者の視点に配慮した対策を実施する。

(1) 福祉用品の確保

避難所における要配慮者への配慮として、障害者向けトイレ、医薬品、ポータブルトイレ、車イス、簡易ベッド、介護用品、育児用品等の確保を行う。

(2) 健康面のケアの実施

要配慮者の健康面への配慮のため、保健師、看護師、栄養士等による避難所内巡回指導に取り組む。

(3) 専門職によるケアの実施

災害によるショックや避難生活の長期化に対応するため、医師、看護師、保健師、社会福祉士、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門職による支援チームを、関係機関

の協力の下設置し、必要なサービスを迅速に提供するとともに、必要に応じ医療機関等へ適切につなぐ取組を行う。

(4) トリアージの実施

要配慮者の避難生活に配慮するためのトリアージを実施し、避難所での生活が困難となる要配慮者を福祉避難所へ移送する。

2 福祉避難所における支援

市は、避難所で生活することが困難な要配慮者の安全を確保するため、福祉避難所の開設措置等を実施する。

(1) 福祉避難所の開設

避難所における要配慮者の心身状態や生活状況等の把握に基づき、心身の健康状態や障害等により、避難所において生活を続けることが困難となる要配慮者のため、本部長の指示により福祉避難所の開設を決定する。

(2) 福祉避難所の運営

福祉避難所は、市の管理の下、協定に基づく施設管理者又は市が直接運営する。

(3) 福祉避難所の活動内容

- ア 要配慮者の受入れを調整する。
- イ 医師、看護師等専門職の受入れを調整する。
- ウ その他必要となる支援確保のための措置を行う。

3 災害拠点病院（石巻赤十字病院）における対応

市は、災害拠点病院（石巻赤十字病院）に搬送された傷病者にトリアージを実施し、避難所での生活が可能な要配慮者を避難所へ、避難所での生活が困難となる要配慮者を福祉避難所へ移送する。

※ 資料第36 協定一覧

第4 外国人や旅行者への支援

市は、災害発生時に、言語面のコミュニケーション能力の問題から、避難行動に困難をきたすことが想定される外国人や地域の地理に不案内な旅行者に対しても、避難行動要支援者への支援体制に準じた措置を講じるよう努める。

第13節 防疫対策

項目	担当	関係機関
第1 防疫活動	(健) 救護班、●(生) 防疫班、(福) 避難収容班	東部保健福祉事務所、災害拠点病院（石巻赤十字病院）
第2 ペット対策	(福) 避難収容班、●(生) 防疫班	東部保健福祉事務所、宮城県獣医師会石巻支部

第1 防疫活動

1 感染症の予防

市は、次の防疫活動を実施する。市で実施困難な場合は、必要に応じて県へ支援要請を行う。

- (1) 健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等指導を行う。
- (3) 必要に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等による悪臭、害虫の発生に対して措置する。

県は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-20)

2 感染症発生時の対応

市は、県の指示に基づき消毒等の対策を実施する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 県は、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-20)

3 防疫用資機材等の確保

市は、関係業者から防疫薬剤・資機材等を調達する。市では確保が困難な場合、感染症対策薬剤等の供給を県に要請する。

3 防疫用資器材等の確保

- (1) 県は、市町村において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策薬剤等を市町村へ供給する。
- (2) 県は、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に要請する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-20)

4 食品衛生対策

(1) 食中毒の未然防止

1 食中毒の未然防止

(1) 県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。

(2) 県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-20）

(2) 食中毒発生時の対応

2 食中毒発生時の対応

県は、県内保健所（支所）及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-20）

(3) 食品衛生に関する広報

市は、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

3 食品衛生に関する広報

県は、市町村と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-20）

第2 ペット対策

1 被災地域におけるペットの保護

市は、捕獲されたペットについて、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力し、保護及び所有者の発見に努める。

負傷している場合は、治療その他の必要な措置をとる。

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-18）

2 避難所における対応

同行避難をしたペットの飼育は、持ち主の自己責任で対応することを原則とする。

市は、保健所を中心に行われる次の活動に協力する。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握
- (2) 資材の提供
- (3) 獣医師の派遣等への支援
- (4) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (5) 他縣市への連絡調整及び要請

第3 避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
- 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他縣市への連絡調整及び要請

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-18)

第14節 遺体の搜索・処理・埋葬

項目	担当	関係機関
第1 遺体の搜索	●本部連絡室、（消） 警防班	石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、海上保安署
第2 遺体の収容・処理	（生）防疫班	石巻警察署、河北警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、海上保安署、東部保健福祉事務所、医療関係機関、石巻市医師会、桃生郡医師会、石巻歯科医師会、災害拠点病院（石巻赤十字病院）
第3 遺体の埋葬	（生）防疫班	東部保健福祉事務所

第1 遺体の搜索

市は、災害救助法が適用され、災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情により死亡していると推定される者を対象として搜索活動を実施する。搜索活動は、石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署、消防団、警察、海上保安署等と協力して実施する。

第2 遺体の収容・処理

1 遺体の収容

市は、遺体収容所を公共施設等に開設し、収容・処理に必要な水、シート、棺、ドライアイス等の資機材を確保する。資機材は、葬祭業者及び県に確保を要請する。

開設予定場所は、次のとおりである。

- (1) 石巻市総合体育館（石巻地区、河南地区、牡鹿地区）
- (2) 河北総合センター（ビッグバン）又は河北飯野体育研修センター（桃生地区、河北地区、雄勝地区、北上地区）

2 遺体の処理

市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察の検視等が完了し、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合、又は身元不明者の遺体が市に引渡された場合は、必要に応じて、遺体の洗浄・縫合・消毒の処置及び遺体の一時保存を行う。

第3 遺体の処理、収容

- 3 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体見分）を行う。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-21）

第3 遺体の埋葬

1 遺体の埋葬

市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

(1) 相談所の設置

市は、遺体収容所に相談場所を設置し、被災者からの照会、相談等に対応する。

(2) 埋葬

市は、身元が確認された遺体を、遺族に引き渡す。

市は、遺族では埋葬を行うことが困難な場合、遺体が多いため市及び近隣で埋火葬できない場合は、県と連携して火葬場、搬送手段等を手配する。

2 身元不明者の取扱い

市は、身元の判明しない遺骨を一時保管する。

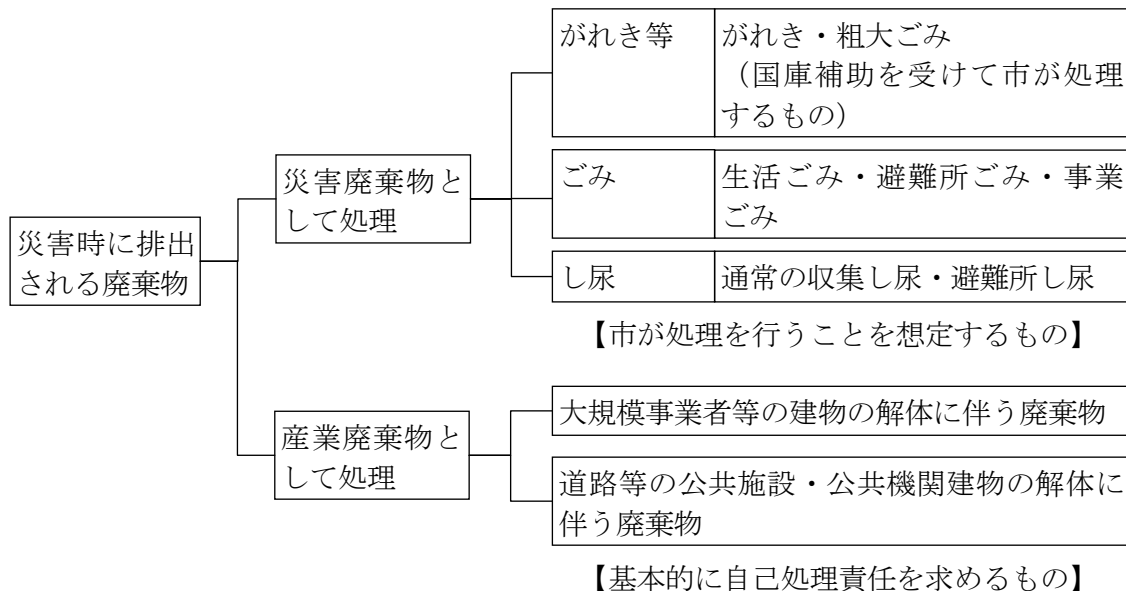
第15節 災害廃棄物処理

項目	担当	関係機関
第1 廃棄物の処理	●（生）災害廃棄物班、（生）清掃班	石巻地区広域行政事務組合、（社）宮城県トラック協会石巻支部、宮城県環境生活部、東部保健福祉事務所、
第2 し尿の処理	（生）清掃班	石巻地区広域行政事務組合、東部保健福祉事務所

第1 廃棄物の処理

1 処理対象

災害廃棄物の対象は、次のとおりとする。



2 処理の基本

- (1) 倒壊建物の撤去、処理は、自己処理が原則となる。
- (2) 被災者自らによる処理が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。
- (3) 被害が甚大な場合は、市の事業として災害廃棄物を認定して、国庫補助により解体撤去を行う。
- (4) がれき等の処理の効率化、リサイクルの向上のため、処理区分を設定し、分別に努める。
- (5) 市の処理施設だけで処理できない場合は、他市町村、民間の処理施設の活用を検討する。
- (6) 処理施設の処理能力を超えるがれき等が発生する場合は、一時的に保管する仮置場を設置する。また、選別、焼却、破碎等の処理が可能な処理施設を設置し、運用する。

3 解体撤去

災害により損壊した建物の解体撤去は、原則として所有者が行う。

ただし、市が処理すべき災害廃棄物であると認定した場合は、市が民間事業者に解体撤去及び処理施設又は仮置場への搬送を発注して行う。

4 ごみ（生活ごみ、避難所ごみ、事業ごみ）の処理

可能な限り、平常時と同様の委託収集体制で行う。事業系のごみは、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。

5 環境対策

市は、処理施設、仮置場周辺において、アスベスト飛散等についての環境モニタリング、悪臭及び害虫の発生防止、飛散防止等の対策を実施する。

アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき対処する。

また、仮置場における火災を未然に防止するため、散水、放熱、ガス抜き等の措置、夜間警備等を実施する。

6 市民への支援

市は、被災住家の解体撤去、自動車、船舶等の所有物の問い合わせに対応する。

また、廃棄物やごみ収集・処理についての啓発・広報を行う。

第2 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

市は、備蓄している仮設トイレのほか、仮設トイレの調達が必要となった場合、レンタル業者から必要となる数量の仮設トイレを確保し避難所等に配置する。

2 し尿の収集・処理

市は、し尿収集業者に要請してし尿を収集運搬し、石巻地区広域行政事務組合し尿処理施設で処理を行う。収集・処理が困難な場合には、県等に応援を要請する。

※ 資料第34 一般廃棄物処理施設

※ 資料第35 一般廃棄物処理業者

第16節 社会秩序の維持

項目	担当	関係機関
第1 警備対策	(消) 警防班	石巻警察署、河北警察署、石巻海上保安署
第2 物価監視	(福) 応援班（市民相談センター）	宮城県環境生活部

第1 警備対策

1 警察の活動

1 被災地及びその周辺（海上を含む。）において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

2 県公安委員会は、発生した災害の被害規模に応じて、速やかに警察災害派遣隊の援助要請を行う。

3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-23）

2 海上保安本部の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-23）

3 防犯活動

市は、被災地、避難所における犯罪等を防止するため、石巻警察署、河北警察署、避難所運営組織と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

第2 物価監視

県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国（内閣府、農林水産省、経済産業省等）及び市町村と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに県民への情報提供を行う。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-23）

第17節 教育活動

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	災対教育部	学校、保育所
第2 学校施設等の応急措置	災対教育部	学校、保育所
第3 教育の実施	災対教育部、災対健康部	学校、保育所
第4 文化財対策	災対教育部	宮城県教育委員会、文化財管理者

第1 災害発生時の対応

1 児童・生徒等の安全確保

(1) 在校時の措置

校長等は、児童・生徒等を安全な場所に避難させた後、避難指示等が解除されるまで待機する。最終的に安全を確認した後、事前に取り決めたルールに基づき保護者に引渡し等の措置をとる。

保護者と連絡がつかない場合や引渡し不可能的な場合は、校園内保護を行う。

(2) 在校時以外の措置

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。

2 避難所開設への支援

校長等は、市の行う避難所開設や運営支援に協力する。

第2 学校施設等の応急措置

1 公立学校

校長等は、所管施設の被害状況を調査し、応急措置を講じるとともに、教育委員会に被害状況を報告する。

市教育委員会及び市は、被害状況を調査し、応急復旧を行う。

2 私立学校

私立学校の校長等は、所管施設の被害状況を調査し、応急措置を講じるとともに、県に報告する。

私立学校の設置者は、施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合は県に報告する。

県及び市町村教育委員会並びに私立学校等設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 公立学校等

(1) 校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

2 私立学校等

(1) 私立学校等の校長等は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県に報告する。

(2) 私立学校等の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に県に報告する。

3 社会教育施設、社会体育施設

(1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-24)

第3 教育の実施

1 教育の実施

校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、臨時休業の措置を取る。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

(2) 教職員の確保

(3) 教育の方法

なお、私立学校についても応急的な実施に努める。

2 私立学校等

私立学校等においても、教育の応急的な実施に努め、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-24)

2 教育への支援

(1) 心身の健康管理

市教育委員会及び校長等は、必要に応じて、臨時の健康診断等により、被災した児童・生徒の健康管理に努める。

県教育委員会は、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などにより、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。また、教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-24)

(2) 学用品等の調達

市は、災害により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

(3) 給食

市及び市教育委員会は、給食センター等の設備・機能の復旧や食材供給業者との調整を行い、学校給食の再開に努める。

(4) 修学支援

県教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-24)

(5) 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-24)

第4 文化財対策

市指定の文化財に被害が発生した場合は、その管理者等は、市教育委員会に報告する。

市教育委員会は、市指定の文化財の管理者等に応急措置について指導、助言を行う。

3 県教育委員会は、国指定の文化財について、国と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。

4 県教育委員会は、県指定の文化財について、市町村教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-24)

第18節 公共施設・ライフライン施設等の対策

項目	担当	関係機関
第1 公共土木施設	(建) 総務班(河川港湾室)、(建) 都市計画班、(建) 道路班、(産) 農林班、(産) 水産班	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、東部振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、東日本高速道路(株)
第2 ライフライン施設	(建) ポンプ場班、(建) 巡視班	宮城県下水道公社、東北電力(株) 石巻営業所、東日本電信電話(株) 宮城事業部、東日本旅客鉄道(株) 仙台支社、(社) 宮城県エルピーガス協会石巻地区各支部、石巻地方広域水道企業団、石巻ガス(株)
第3 農林水産業	(産) 農林班、(産) 水産班	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、石巻地方農業共済組合、石巻市漁業協同組合

第1 公共土木施設

1 道路

各道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、緊急輸送道路を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。

また、道路管理者及び交通管理者は、道路情報を、道路情報板、ホームページ等で道路利用者に提供する。

市は、市道について、通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

2 海岸保全施設

1 緊急点検

海岸管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、災害発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町村等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26)

3 河川管理施設

1 県の対応

(1) 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(2) 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 点検及び二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。風水害等により河川管理施設が損壊した場合は、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

(2) 応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26)

4 港湾施設

1 県の対応

港湾管理者は、被災後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

港湾施設は、被災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。

また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。

2 東北地方整備局の対応

港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

3 第二管区海上保安本部の対応

(1) 緊急輸送路の確保

国土交通省と連携し港湾内の啓開作業を行い、次いで水路測量により航路を確保する。

(2) 航路障害物の除去

港外の浮遊漂流物の除去・回収と漂流船舶の対応を行う。

(3) 安全情報の提供ほか

無線放送による航行警報やホームページによる水路通報による安全情報の提供及び航路標識の復旧に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26)

5 漁港施設

漁港管理者（県及び市町）は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26）

※ 資料第33 漁港施設一覧

6 鉄道施設

1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

(1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

イ 仙台支社対策本部

(イ) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(ロ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ハ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ロ 現地対策本部

(イ) 現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。

(ロ) 本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

イ JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びFAXを整備する。

ロ 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

ハ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

イ 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所に伝達する。

ロ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びS I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

※ S I 値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したものの。

(4) 旅客及び公衆等の避難

イ 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のお

それがあある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があつた時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

イ 風水害、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

ロ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ハ 風水害等により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

イ 降雨、河川増水、強風等の風水害等が発生した場合の取扱いは仙台支社運転規制等による。

ロ 列車の運転方法はそのつど決定する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26)

7 農地・農業施設

市は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

県及び市町村は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

2 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-26)

8 都市公園施設

市は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

9 廃棄物処理施設

石巻地区行政事務組合は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

10 市の施設及びその他公共施設

市は、防災活動の拠点となる施設を優先して被害状況調査及び保全措置を実施する。

第2 ライフライン施設

1 上水道施設

石巻地方広域水道企業団は、被害状況を的確に把握し、市民の生活用水確保を目途に応急復旧計画を策定する。

施設の復旧は、送配水幹線、給水拠点までの管路、医療機関等の重要施設に配水する管路を優先する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧する。

なお、給水装置の復旧は、医療機関並びに老人ホーム等福祉施設を優先して行う。

2 下水道施設

市は、下水道施設の被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため応急復旧を実施する。

3 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3 広報活動

(1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

(2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により速やかに確保する。

イ 現地調達

ロ 対策組織相互の流用

ハ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-27)

4 ガス施設

(1) 液化石油ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

イ 応急措置と応援要請

気象警報等により発生が予想される段階で、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集（電話等）によって被害状況を掌握する。

被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（社）宮城県エルピーガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（社）宮城県エルピーガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。

ロ 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。

結果は（社）宮城県エルピーガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

ハ 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報（水害時は、容器流出についての情報）を（社）宮城県エルピーガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

ニ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、（社）宮城県エルピーガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

(2) （社）宮城県エルピーガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めると

ともに、次の対策を講じる。

- イ 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施
- ロ 応急供給の実施
- ハ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告
- ニ 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整
- ホ 二次災害防止のための広報活動

(3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して、適宜情報を収集し、関係機関間の調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧について支援する。

(4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27）

(2) 都市ガス施設

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、災害発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

- イ 製造所の緊急点検と復旧対策

災害の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。

被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。
- ロ 各施設の緊急点検と復旧対策

直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。

被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。

なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。

 - (イ) 供給停止地域の閉栓
 - (ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化（公共施設が存在するブロックを優先させる。）
 - (ハ) 復旧ブロック内の漏洩検査
 - (ニ) 本支管、供給管漏洩箇所修理
 - (ホ) 内管検査及び修理（家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切断し遮断する。）
 - (ヘ) 開栓
- ハ 応援体制

災害の規模に応じて、「風水害等・洪水等非常事態における救護措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、日本ガス協会への応援要請の措置をとる。
- ニ 広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。

利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

- (2) 県は、上記(1)の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関（特に（社）宮城県エルピーガス協会）との調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧（カセットコンロの確保等、液化石油ガスの提供）について支援する。
- (3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- （宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27）

5 電信・電話施設

電気通信設備が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 非常用可搬型交換装置の出動
- (2) 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動
- (3) 移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 特設公衆電話の設置

- イ 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。
- ロ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。
- ハ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するものとするが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- イ 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。
- ロ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ハ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-27）

第3 農林水産業

1 農業

市は、県及び農業協同組合等と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、除塩・たん水対策、営農用資機材の確保、病虫害の予防、家畜伝染病の発生予防、死亡獣畜の処理、営農技術指導等を行う。

第5 農産物

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期するため、県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農林業災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と密接な連絡のもとに災害対策を講じる。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

県は、必要に応じて、農業機械化センター等が保有する農業機械の確保・使用について相互調整を行うとともに、営農用機材の購入のあっせんを行う。

(2) 営農用資材

イ 県は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、公益社団法人みやぎ農業振興公社を指導するなど、安定供給のための対策を講じる。

ロ 県は、肥料農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。

第6 畜産

2 家畜伝染病の防止

(1) 県は、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

(2) 防災措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

イ 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

ロ 殺処分又は死体の焼却、埋却

ハ 汚物物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

(1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。

(2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。

(3) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。

(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については市町村が行い、市町村から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-28)

2 林業

市は、県及び石巻地区森林組合と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、危険箇所の応急措置、林産物についての技術指導を行う。

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期するため、県は「宮城県農林業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農林業災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。

2 応急対策

- (1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- (2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市町村、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-28)

3 水産業

市は、県及び漁業協同組合等と連携して被害状況の調査を実施し、その結果に基づいて、災害応急対策についての指導・助言、資機材購入のあっせん等の支援を行う。

1 応急対策

- (1) 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
- (2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて市町村、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

2 水産施設用資機材の確保

必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。

3 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

- (1) 施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。
- (2) 採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に努める。
- (3) 補充種苗保有量の調査と情報交換及び種苗の供給体制の整備を行う。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-28)

第19節 災害時のボランティア活動

項目	担当	関係機関
第1 ボランティアの活動拠点について	(福) 総務班	石巻市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部
第2 専門性のあるボランティア活動について	各災対部	

第1 ボランティアの活動拠点について

1 災害ボランティアセンターの設置及び運営

(1) 石巻市災害ボランティアセンターの設置

石巻市社会福祉協議会は、災害の規模や種類によって設置場所等を市と協議し、市の指定した場所に災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 石巻市災害ボランティアセンターの運営

石巻市社会福祉協議会は、被災市民ニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティア派遣等の調整を行う災害ボランティアセンターを運営する。

2 市の支援

市は、石巻市災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る経費の助成
- (3) 災害ボランティアセンター運営に係る資機材の提供
- (4) 職員の派遣
- (5) 被災状況についての情報提供
- (6) その他、災害ボランティアセンターの運営に必要な支援

第2 専門性のあるボランティア活動について

市は、各対策で支援を受ける専門性のあるボランティアを、それぞれの部で受け入れる。ボランティアに支援を依頼する項目及び担当部は、概ね次のとおりとする。

主な受入れ項目	担当部
① 被災宅地の応急危険度判定	災対建設部
② 被災建築物の応急危険度判定	災対建設部
③ 砂防関係施設診断	災対建設部
④ 外国人のための通訳	災対復興政策部
⑤ 救護所での医療、看護、保健予防	災対健康部
⑥ 被災者メンタルヘルスケア	災対健康部
⑦ 高齢者、障害者等への介護	災対福祉部
⑧ アマチュア無線等を利用した情報通信事務	災対総務部
⑨ その他専門的知識が必要な業務	各 部

第20節 応急公用負担

項目	担当	関係機関
第1 応急公用負担の権限	各災対部	
第2 応急公用負担の措置		

第1 応急公用負担の権限

大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなど必要な措置を図る。

1 市長の権限

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。

- (1) 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容すること。
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
- (3) 市の区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官又は海上保安官の権限

市町村長若しくはその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市町村長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-30)

3 知事の権限

(1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

- イ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- ロ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ハ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ニ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項
- ホ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ヘ 緊急輸送の確保に関する事項
- ト その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項

(2) 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市町村長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-30)

第2 応急公用負担の措置

1 公用令書の交付

市長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）及び災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）に定めるとおりとする。

※ 資料第24 宮城県災害救助法施行細則

2 損失補償及び損害補償等

市長は、物的応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。

また、市長は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、石巻市消防団員等公務災害補償条例（平成17年石巻市条例第277号）に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第21節 防災資機材及び労働力の確保

項目	担当	関係機関
第1 防災資機材の確保	協定を締結している各部	
第2 労働力の確保	(総) 人事班、(産) 商工班	石巻ハローワーク

第1 防災資機材の確保

市は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。

※ 資料第36 協定一覧

第2 労働力の確保

1 労働力の確保

市は、次の手段により労働力を確保する。

- (1) 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- (2) 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- (3) 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- (4) 従事命令等による労働者等の強制動員

2 応援要請による技術職員等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、災害対策基本法等の法令に基づき、行政機関等に対し、必要技術者等の応援派遣を要請する。

第22節 災害救助法の適用

項目	担当	関係機関
第1 災害救助法の適用	各災対部	宮城県
第2 救助の種類		

第1 災害救助法の適用

災害救助法は、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,000以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	9,000以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	第1条第1項第3号後段
場合 生命・身体への危害が生じた	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	知事が内閣総理大臣と協議	基準内閣府令第1条※
	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準内閣府令第2条第1項第1号※
	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。		基準内閣府令第2条第1項第2号※

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年内閣府令第68号）

2 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、災害救助法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

市は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨を要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当市町村に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市町村長に委任する。
 （宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-8）

第2 救助の種類

救助の種類は、次のとおりである。（災害救助法施行細則による。）そのうち、知事は災害救助法第29条の規定に基づき、救助の実施を市長に委任している。

なお、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき市長は、委任を受けた救助以外の救助であっても着手することができる。

- (1) 避難所の設置 (○)
- (2) 応急仮設住宅の供与 (○)
- (3) 炊き出しその他による食品の給与 (○)
- (4) 飲料水の供給 (○)
- (5) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (○)
- (6) 医療、助産、被害にかかった者の救出 (○)
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理 (○)
- (8) 学用品の給与 (○)
- (9) 埋葬 (○)
- (10) 死体の捜索 (○)
- (11) 死体の処理 (○)
- (12) 障害物の除去 (○)
- (13) 輸送費及び賃金職員等雇上費
- (14) 実費弁償

※○は知事が市長に委任

※ 資料第24 宮城県災害救助法施行細則

第 2 章 個別事故応急対策

第1節 個別事故応急対策

事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応に当たるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって対応する。

第1 海上災害応急対策

1 目的

海上災害が発生した場合、市及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

2 市の措置

被害の及びおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。

海洋における流出油等事故情報の収集伝達は、宮城県沿岸排出油等防除協議会ルートを通じて行い、流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

3 第二管区海上保安本部の措置

イ 情報の収集及び伝達

夜間、休日の場合等においても対応できる情報収集・連絡体制の整備を図る。

(イ) 海上及び沿岸部における被害状況等

- a 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- b 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- c 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- d 水路、航路標識の異状の有無
- e 港湾等における被害状況

(ロ) 陸上における被害状況

(ハ) 関係機関等の対応状況

(ニ) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

ロ 海難救助等

(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。

(ロ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。

(ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

ハ 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

この場合、特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

ニ 流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講じる。

- (イ) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- (ロ) 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- (ハ) 緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (ニ) 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- (ホ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (ヘ) 危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

ホ 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- (イ) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (ロ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (ハ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (ニ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (ホ) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (ヘ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

ヘ 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- (イ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

- (ロ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (ハ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

ト 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、市町村長又はその命を受けた吏員がその場にはいない時、またはその者から要求があった場合に海上保安官は警戒区域を設定し、巡視船舶及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町長にその旨を通知しなければならない。

チ 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船舶及び航空機等により次に掲げる措置を講じる。

- (イ) 災害発生地地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (ロ) 警戒区域は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33)

4 その他の機関の措置

(3) 消防機関の措置

- イ 消防機関が所有する資機材を活用し、第二管区海上保安本部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。
- ロ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(4) 県の措置

- イ 災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。
- ロ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。
- ハ 被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- ニ 県防災ヘリコプターの活用を図り、情報収集、広報活動を行う。
- ホ 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するため所要の措置を講じる。

(5) 警察の措置

- イ 海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。
- ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。
- ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(6) 関係団体の措置

- イ 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、対策協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。
- ロ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33)

第2 流出油等事故対策

1 目的

市及び関係機関は、船舶又は陸上施設等から油又は有害液体物質（以下「油等」という。）が大量に海洋又は河川や湖沼に流出した場合は、住民の安全を確保するため、流出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

2 市の措置

(1) 海洋における流出油等事故の場合

「第1 海上災害応急対策」のとおり対応する。

(2) 河川、湖沼における流出油等事故の場合

河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達は、国、県、市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部等を含めた水質汚濁対策連絡協議会ルートを通じて行い、必要に応じ河川、湖沼の巡視を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

第3 林野火災応急対策

1 目的

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

2 林野火災の警戒

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、火災警報の発令等において林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、石巻地区広域行政事務組合消防本部の警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、火災警報の住民及び入山者への周知を、サイレン、掲示標等消防信号、広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

3 林野火災の防御

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等に

より行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分

消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防御を担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。

通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防御区の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が市町村の消防体制では防御が困難と認められる場合、市町村長は、「第3章 第7節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防御が困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第9節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防御作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防御力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(7) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

イ 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

ロ 火災規模に対して地上の防御能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ハ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年4月1日施行）の定めるところによる。

4 県の措置

県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

6 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

（宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33）

第4 危険物等災害応急対策

1 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合、市及び消防機関は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 住民等への広報

市及び石巻地区広域行政事務組合消防本部は、事故の情報の速やかな公表と流出危険物の種類を明らかにしその対応策を広報する。

また、対策の進捗情報を広報するとともに、住民等から数多く寄せられる問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制をとる。

3 危険物施設

(1) 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

イ 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

ロ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策

ハ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

(2) 海上における応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

イ 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。

ロ 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ハ 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(3) 災害発生事業所等における応急対策

イ 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに第二管区海上保安本部、所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

ロ 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

(イ) 大量油の排出があった場合

- a オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- d 排出された油の回収を行う。
- e 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。
なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

(ロ) 危険物の排出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 船舶にあっては、洩航索の垂下を行う。
- f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- g 消火準備を行う。

ハ 第二管区海上保安本部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33)

4 高圧ガス施設

- (1) 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- (2) 県は、災害の規模・態様・付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等の関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。
- (3) 県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のための必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33)

5 火薬類製造施設等

- (1) 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。
 - イ 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
 - ロ 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。

ハ 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。

- (2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、鉄砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取扱者等に対して、関係機関・団体と連携し、必要な指導助言を行う。

- (3) 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造、販売及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33)

6 毒物・劇物貯蔵施設

- (1) 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。

- (2) 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。

- (3) 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

- (4) 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

- (5) 災害による有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じんなど（毒物劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33)

7 放射性物質使用・貯蔵施設等

(1) 市の措置

ア 放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

イ 放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

ウ 放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は次の応急的保安措置を実施する。

(1) 放射性物質貯蔵施設管理者の措置

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて次の措置をとる。

イ 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、警察、市町村等へ通報する。

ロ 放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(2) 核燃料等輸送車両の事故に係る措置

核原料物質、核燃料物質、及び原子炉の規則に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて次の措置をとる。

イ 事業者は、原子力規制委員会、県、市町村、警察、消防機関、海上保安庁等に法令に基づき通報等を行う。

ロ 事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(4) 警察の措置

イ 事故等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。

ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(5) 県の措置

イ 市町村又は県警察本部から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに国（総務省消防庁）へ通報する。

ロ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出を斡旋する。

(7) 放射線障害に対する医療体制

イ 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。

ロ 放射線被ばく及び放射性物質による汚染の可能性が認められる場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設においての対応が必要となるため、当該医療機関に協力依頼等の措置を講じる。

7 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、災害の状況、工場等の被災状況に応じて、必要な下記の環境モニタリング等を実施する。

(1) 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング

(2) 環境大気中の有害物質等のモニタリング

8 情報連絡通信及び広報

県、市町村及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編3-33)

第5 航空機災害応急対応

1 目的

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、市は、防災関係機関との緊密な協力の下で応急対策を実施し、被害の拡大を防御又は被害の軽減を図る。

2 市の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 負傷者が発生した場合、医師会等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (3) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (4) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- (5) 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 その他の機関の措置

(1) 東北地方整備局の措置

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 仙台空港事務所の措置

イ 事故発生時においては、関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大又は軽減を図るため必要な措置をする。

ロ 発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、「仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定」及び「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

ハ 空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を取る。

ニ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関による対応だけでは困難な場合には、「仙台空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、関係医師会に医療救護班員の派遣を要請する。

ホ 空港内の化学消防車・救護用テント等により、初期の消火活動及び応急手当等を実施する。

ヘ 空港内において、多数の死傷者が発生した場合は、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所を確保する。

ト 空港事務所長は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 自衛隊の措置

空港事務所長等法令で定める者から要請を受けたときは、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し適切な措置を行う。

(5) 警察の措置

イ 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

<p>ロ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。</p> <p>ハ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。</p> <p>(6) 県の措置</p> <p>イ 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関に通報する。</p> <p>ロ 地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を要請する。</p> <p>ハ 地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。</p> <p>ニ 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。</p> <p>ホ 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する。</p> <p>(7) 第二管区海上保安本部の措置</p> <p>航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。</p> <p style="text-align: right;">(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33)</p>

第6 鉄道災害応急対策

1 目的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

2 市の措置

市は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

3 東日本旅客鉄道（株）仙台支社の措置

(1) 事故発生時における応急対策

イ 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(イ) 仙台支社対策本部

① 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

② 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

③ 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

(ロ) 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

ロ 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

(イ) J R 電話・N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、及びF A Xを整備する。

(ロ) 列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

(ハ) 風速計、雨量計及び水位計を整備する。

ハ 気象異常時対応

(イ) 施設指令は、気象台、関係機関から気象異常(降雨、強風、降雪等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

(ロ) 輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係所長に指令する。

[運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。]

ニ 旅客及び公衆等の避難

(イ) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

(ロ) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

ホ 消防及び救助に関する措置

(イ) 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

(ロ) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

(ハ) 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

ヘ 運転規制の内容

運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施するものとする。

ト 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。

(イ) 迂回又は折り返し運転

(ロ) 臨時列車の特発

(ハ) バス代行又は徒歩連絡

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33)

第7 道路災害応急対策

1 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講じる。

2 県、市、東北地方整備局の対応

市は、道路管理者として、次の対応を講じる。

(1) 県、市町村及び東北地方整備局の対応

イ 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講じるものとする。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

ロ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行うものとする。

ハ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ニ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(宮城県地域防災計画 風水害等災害対策編 3-33)